

県議会 2 月定例議会一般質問から

-2008.4.11-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

農業政策について

国は、農政改革 3 対策の一つとして、品目横断的経営安定対策、二つとして米政策の改革、三つとして農地・水環境保全向上対策を地域の実態に即して見直し、品目横断的経営安定対策は、名称を「水田経営所得安定対策」に変更し、加入の面積要件を新たに市町村特認として制度を創設し、地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者や、集落営農組織も加入出来ることとしました。

つまり、転作に協力する認定農業者や集落営農組織は誰でも加入出来ることとなりました。

認定農業者について年齢制限の廃止や目標所得等の弾力化、申請手続きの簡素化などを行いました。

米政策改革では、行政とJA・農業者団体・集荷団体などの関係者がそれぞれ相互に連携し、生産調整を達成するための取り組みを強化し、飼料向けやバイオエタノール向けの米なども生産調整にカウントすることとし、生産調整達成のための県間調整も新たに位置付けました。

農地・水環境保全向上対策では、手続きを大幅に簡素化し、申請書類を 14 項目から 7 項目に、手続きマニュアルも作成し加入し易くしています。

本年度の品目横断的経営安定対策の長野県の加入率は 24.8%、水田転作については目標が達成されず 2.115haの過剰作付け、農地・水環境保全向上対策事業の加入率は 9.3%で、全国 43 位、いずれの事業も全国平均の 50%程度の達成率です。

国では今回の見直しにより、加入可能な個人、集落営農組織は3倍になると予想しています。

長野県の水田経営所得安定対策と、農地・水環境保全向上対策の加入を促進するための対応は、どのようにし、また、両対策の面積に対する加入率はどの位を目指しているのか。

面積要件が見直しされたことにより、長野県農業は何としてもこの対策に一人でも多く加入することが重要です。

そのために県が指導的立場に立ち、市町村・JAと進めるべきなのです。

普及センターが、市町村だけでなく集落に入り、認定農業者取得のためのマニュアルや、集落営農組織立ち上げまでの指導を積極的に進めるべきと思う。

水田経営所得安定対策は、見直しにより更に長野県のような園芸作物を中心とした複合経営の水田にも適用され、面積要件も市町村が転作に協力し、認定農業者として認めれば、誰でも加入出来るわけです。

認定農業者の年齢制限や、所得目標を弾力化して認定されやすくしているわけです。

このような状況から、農業振興計画の生産額を確保するためにも、また、米・麦・大豆の価格安定、所得確保のためにも、一人でも多く加入すべきと思うわけです。

農地・水環境保全向上対策は集落機能を維持するためにも協同活動と営農活動を合わせて事業を行えば、2.5倍の支援があるわけです。

地域リーダーの育成を積極的に行い、この事業の加入率も全国最下位クラスから平均以上にすべきと思います。

米政策の改革について

平成19年産米価の暴落を受け、安定的に水田経営が出来るため米政策が更に強化され、需給バランスをとるため転作目標を達成できなかった市町村及び県にペナルティが課せられることとなりました。

平成20年産長野県への作付面積は、3万3,210haで前年比164haの減です。

平成19年産の過剰作付面積は、2.115haで、新たな減反分164haを加えると、2.279haで昨年より多く転作しないと達成出来ないわけです。

国では、転作目標達成のための県間調整を実施し、2月1日に発表しました。

配分された面積より米を多く作付けする県は、新潟・福島・青森・茨城・石川・宮城・山梨の7県で、転作面積を多くする県は、佐賀県1県だけでした。佐賀県の上乗せ転作面積は、約1.700haです。

佐賀県は、県間数量調整を申し出る前に、農家の手取りを試算し、大豆を作れば「産地づくり交付金」など、各種の支援で10a当たりの農家の手取りは、米の2倍になるとの試算をし、大豆栽培を大幅に増やす選択をして1.700haの転作面積増を決定したのです。

そこで長野県は、昨年並みの転作でいくと2.279haの作付け増になってしまうわけです。

長野県は、国の県間調整に手を上げなかったわけで、転作面積が達成出来ないから米を多く作付けするでもないし、佐賀県のように産地づくり交付金などを多く付けて、転作を拡大するわけでもないわけです。

そこで、長野県の転作達成についてどのような経過を経て県間調整に参加されなかったのか、昨年の過剰作付け2.115haからして、転作目標達成は大変なものがあると思います。

県内に特Aにランク付けされる食味の良い産地もあるわけで、昨年の経過からすると、長野県は割り当て面積以上に米を作付けする方向を出しても良かったのではないかと思います。

県間調整に手を上げなかったと言う事は、割り当てられた面積は達成すると言う事です。

また転作確認で、過剰となった面積については、青刈り又は飼料用など個別に指導するか、いずれにしても米の価格維持と水田農業を守るため、達成しなければ農業関係の補助金等に影響が出来て来るわけです。

国から、転作について産地づくり交付金が長野県へ2月7日現在、26億円交付されていますが、これを、継続的に転作を進めるためどのように支出するかです。

佐賀県のように、大豆一本に絞るか、山形県では地域毎に4品目に絞り産地化し、転作を進めている等、長野県の配分方針を見ると、転作さえすれば何を作付けしても転作目標を達成すれば

良いこととなっています。転作を長野県の特産や産地として位置づけるならば、作物を絞って産地づくり交付金を使うべきと思います。

食育と農業振興について

中国産餃子を含む冷凍輸入食品中毒問題は、食育を推進するなかで基本となる安全性を根本から考えなおさなければならない問題です。

自給率 39%、加工食品で原産地表示義務のない原材料は、そのほとんどが外国産と考えても良いくらいの現状です。

県内の学校給食の実態からも、外国産冷凍加工食品を使用している学校があることも明らかになりました。

教育委員会は、学校給食に関しどのような対応をとるのか、また、栄養教諭の配置は平成 20 年度 20 人とされていますが、どのような基準で配置し、年次的に何人まで配置し、食育の推進を図ろうとしているのか

県内の学校給食の実態から、中国産冷凍食品を使用している学校があることも、明らかになりました。

また、現在教職員中 160 名が栄養教諭の資格を取得していると言われています。この資格を持った教諭の積極的活用や、協力体制についてどのように考えているのか

県・食と農業農村振興計画では、給食中の使用食材に関し、県内産の使用食材数の割合を示し、現在 32%から 40%まで引き上げるとありますが、本当の地産地消の推進のための指標は、長野方式として、長野県で生産出来る食材について、年間学校給食で使用する品目重量のうち、どの位利用されるか、その重量の割合を出し、出来るだけ 100%に近づけて行く事が地産地消につながるものと思います。

今年は、世界ポテト年と言われています。

全国の統計で、県庁の所在地でジャガイモの利用量の比較があります。

長野県は、ジャガイモ生産量全国 8 位ですが、長野市の使用量は、全国で 45 位、ワースト 3 です。

何故、私が提案したかと言うと、今年は世界ポテト年と言われています。

全国一少ないのは山形県であります。山形県は芋煮会で有名で、里芋の消費量全国一です。山形県を除くと全国最下位にランクされます。

学校給食に年間必要量のうち県内産がどの位利用されたか、重量の率で示すのが地産地消の指標としてふさわしいと思います。

私は、食育を進めていく最も重要なことは、体験を通して進めていくことだと思います。

料理、調理体験や食農教育と合わせて行うことこそ、効果は倍増するわけです。

食農教育について長野農政事務所の資料では、全国都道府県農政部関連事業として取り組んでいる事業は、群馬県で「地産地消の日」制定、宮城県で「地産地消こだわり料理の店」登録制度、鹿児島県で「かごしま生き生き食の日」制定、茨城県では「うまいもどころ食彩運動」など他に北海道、岩手、山形、千葉、香川など政令指定都市も含め、34 都道府県が積極的に食農教育に取り組んでいます。

私は、農業振興は食農・食育活動の推進であると思います。

自給率向上対策は、地産地消の徹底や、安全な国産農産物、地域の味、旬の味を忘れられない味として味覚に位置付けることが重要であると思います。

食育推進は、食農教育も含めて教育委員会各部局が積極的に連携によって推進出来るものと思います。各部局は推進プランを立てて、それを推進計画と整合し、一体的に進めていくことが重要であると思います。

答弁については県議会のホームページをご覧ください。

県議会 2 月定例議会一般質問から

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

農業政策について

国は、農政改革 3 対策の一つとして、品目横断的経営安定対策、二つとして米政策の改革、三つとして農地・水環境保全向上対策を地域の実態に即して見直し、品目横断的経営安定対策は、名称を「水田経営所得安定対策」に変更し、加入の面積要件を新たに市町村特認として制度を創設し、地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者や、集落営農組織も加入出来ることとしました。

つまり、転作に協力する認定農業者や集落営農組織は誰でも加入出来ることとなりました。

認定農業者について年齢制限の廃止や目標所得等の弾力化、申請手続きの簡素化などを行いました。

米政策改革では、行政とJA・農業者団体・集荷団体などの関係者がそれぞれ相互に連携し、生産調整を達成するための取り組みを強化し、飼料向けやバイオエタノール向けの米なども生産調整にカウントすることとし、生産調整達成のための県間調整も新たに位置付けました。

農地・水環境保全向上対策では、手続きを大幅に簡素化し、申請書類を 14 項目から 7 項目に、手続きマニュアルも作成し加入し易くしています。

本年度の品目横断的経営安定対策の長野県の加入率は 24.8%、水田転作については目標が達成されず 2.115haの過剰作付け、農地・水環境保全向上対策事業の加入率は 9.3%で、全国 43 位、いずれの事業も全国平均の 50%程度の達成率です。

国では今回の見直しにより、加入可能な個人、集落営農組織は 3 倍になると予想しています。

長野県の水田経営所得安定対策と、農地・水環境保全向上対策の加入を促進するための対応は、どのようにし、また、両対策の面積に対する加入率はどの位を目指しているのか。

面積要件が見直しされたことにより、長野県農業は何としてもこの対策に一人でも多く加入することが重要です。

そのために県が指導的立場に立ち、市町村・JAと進めるべきなのです。

普及センターが、市町村だけでなく集落に入り、認定農業者取得のためのマニュアルや、集落営農組織立ち上げまでの指導を積極的に進めるべきと思う。

水田経営所得安定対策は、見直しにより更に長野県のような園芸作物を中心とした複合経営の水田にも適用され、面積要件も市町村が転作に協力し、認定農業者として認めれば、誰でも加入出来るわけです。

認定農業者の年齢制限や、所得目標を弾力化して認定されやすくしているわけです。

このような状況から、農業振興計画の生産額を確保するためにも、また、米・麦・大豆の価格安定、所得確保のためにも、一人でも多く加入すべきと思うわけです。

農地・水環境保全向上対策は集落機能を維持するためにも協同活動と営農活動を合わせて事業を行えば、2.5 倍の支援があるわけです。

地域リーダーの育成を積極的に行い、この事業の加入率も全国最下位クラスから平均以上にすべきと思います。

米政策の改革について

平成 19 年産米価の暴落を受け、安定的に水田経営が出来るため米政策が更に強化され、需給バランスをとるため転作目標を達成できなかった市町村及び県にペナルティが課せられることとなりました。

平成 20 年産長野県への作付面積は、3 万 3.210ha で前年比 164ha の減です。

平成 19 年産の過剰作付面積は、2.115ha で、新たな減反分 164ha を加えると、2.279ha で昨年より多く転作しないと達成出来ないわけです。

国では、転作目標達成のための県間調整を実施し、2 月 1 日に発表しました。

配分された面積より米を多く作付けする県は、新潟・福島・青森・茨城・石川・宮城・山梨の7県で、転作面積を多くする県は、佐賀県1県だけでした。佐賀県の上乗せ転作面積は、約1,700haです。

佐賀県は、県間数量調整を申し出る前に、農家の手取りを試算し、大豆を作れば「産地づくり交付金」など、各種の支援で10a当たりの農家の手取りは、米の2倍になるとの試算をし、大豆栽培を大幅に増やす選択をして1,700haの転作面積増を決定したのです。

そこで長野県は、昨年並みの転作でいくと2,279haの作付け増になってしまうわけです。

長野県は、国の県間調整に手を上げなかったわけで、転作面積が達成出来ないから米を多く作付けするでもないし、佐賀県のように産地づくり交付金などを多く付けて、転作を拡大するわけでもないわけです。

そこで、長野県の転作達成についてどのような経過を経て県間調整に参加されなかったのか、昨年の過剰作付け2,115haからして、転作目標達成は大変なものがあると思います。

県内に特Aにランク付けされる食味の良い産地もあるわけで、昨年の経過からすると、長野県は割り当て面積以上に米を作付けする方向を出しても良かったのではないかと思います。

県間調整に手を上げなかったと言う事は、割り当てられた面積は達成すると言う事です。

また転作確認で、過剰となった面積については、青刈り又は飼料用など個別に指導するか、いずれにしても米の価格維持と水田農業を守るため、達成しなければ農業関係の補助金等に影響が出来て来るわけです。

国から、転作について産地づくり交付金が長野県へ2月7日現在、26億円交付されていますが、これを、継続的に転作を進めるためどのように支出するかです。

佐賀県のように、大豆一本に絞るか、山形県では地域毎に4品目に絞り産地化し、転作を進めている等、長野県の配分方針を見ると、転作さえすれば何を作付けしても転作目標を達成すれば良いこととなっています。転作を長野県の特産や産地として位置づけるならば、作物を絞って産地づくり交付金を使うべきだと思います。

食育と農業振興について

中国産餃子を含む冷凍輸入食品中毒問題は、食育を推進するなかで基本となる安全性を根本から考えなおさなければならない問題です。

自給率 39%、加工食品で原産地表示義務のない原材料は、そのほとんどが外国産と考えても良いくらいの現状です。

県内の学校給食の実態からも、外国産冷凍加工食品を使用している学校があることも明らかになりました。

教育委員会は、学校給食に関しどのような対応をとるのか、また、栄養教諭の配置は平成 20 年度 20 人とされていますが、どのような基準で配置し、年次的に何人まで配置し、食育の推進を図ろうとしているのか

県内の学校給食の実態から、中国産冷凍食品を使用している学校があることも、明らかになりました。

また、現在教職員中 160 名が栄養教諭の資格を取得していると言われていています。この資格を持った教諭の積極的活用や、協力体制についてどのように考えているのか

県・食と農業農村振興計画では、給食中の使用食材に関し、県内産の使用食材数の割合を示し、現在 32%から 40%まで引き上げるとありますが、本当の地産地消の推進のための指標は、長野方式として、長野県で生産出来る食材について、年間学校給食で使用する品目重量のうち、どの位利用されるか、その重量の割合を出し、出来るだけ 100%に近づけて行く事が地産地消につながるものと思います。

今年は、世界ポテト年と言われていています。

全国の統計で、県庁の所在地でジャガイモの利用量の比較があります。

長野県は、ジャガイモ生産量全国 8 位ですが、長野市の使用量は、全国で 45 位、ワースト 3 です。

何故、私が提案したかと言うと、今年は世界ポテト年と言われていています。

全国一少ないのは山形県ですが、山形県は芋煮会で有名で、里芋の消費量全国一です。

山形県を除くと全国最下位にランクされます。

学校給食に年間必要量のうち県内産がどの位利用されたか、重量の率で示すのが地産地消の指標としてふさわしいと思います。

私は、食育を進めていく最も重要なことは、体験を通して進めていくことだと思います。

料理、調理体験や食農教育と合わせて行うことこそ、効果は倍増するわけです。

食農教育について長野農政事務所の資料では、全国都道府県農政部関連事業として取り組んでいる事業は、群馬県で「地産地消の日」制定、宮城県で「地産地消こだわり料理の店」登録制度、鹿児島県で「かごしま生き生き食の日」制定、茨城県では「うまいもどころ食彩運動」など他に北海道、岩手、山形、千葉、香川など政令指定都市も含め、34 都道府県が積極的に食農教育に取り組んでいます。

私は、農業振興は食農・食育活動の推進であると思います。

自給率向上対策は、地産地消の徹底や、安全な国産農産物、地域の味、旬の味を忘れられない味として味覚に位置付けることが重要であると思います。

食育推進は、食農教育も含めて教育委員会各部局が積極的に連携によって推進出来るものと思います。各部局は推進プランを立てて、それを推進計画と整合し、一体的に進めていくことが重要であると思います。

答弁については県議会のホームページをご覧ください。